

(参考資料) 歩道橋ネーミングライツ・パートナー

募集条件 (案)

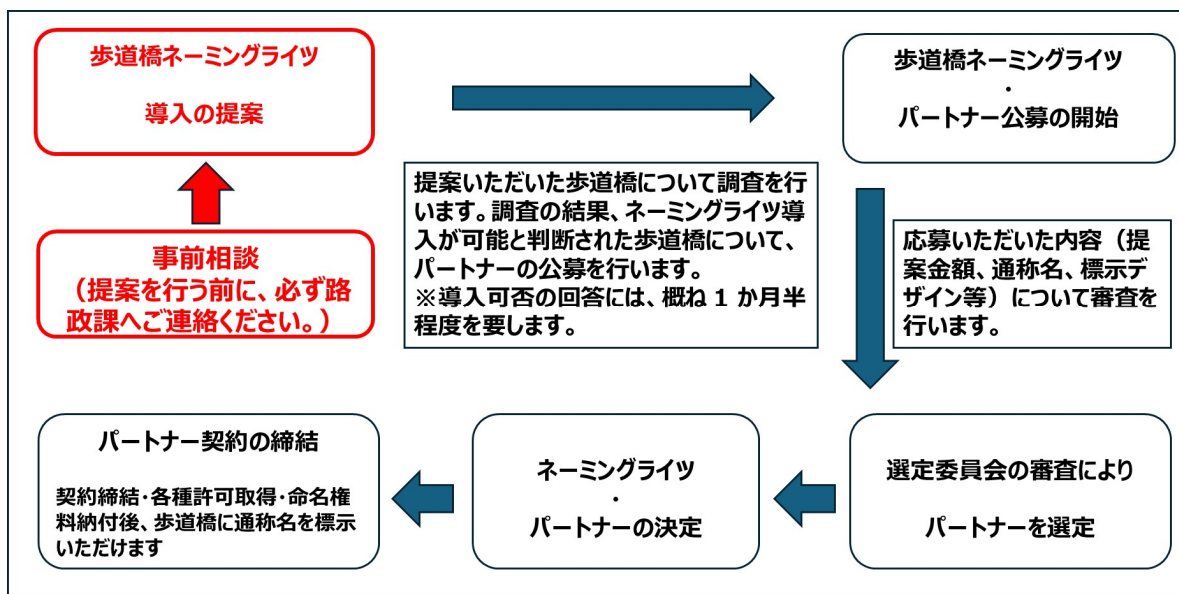
※本資料は、歩道橋ネーミングライツの導入をご検討いただくための参考資料です。正式な募集条件および選定方法は、パートナーの公募時に別途公開します。

【本資料の目的】

本資料は、ネーミングライツ導入を希望される歩道橋の提案をご検討いただくための参考資料です。提案を受けた歩道橋については、本市がネーミングライツ導入の可否調査を行い、導入可能と判断した場合に歩道橋ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」）の公募を実施します。

なお、ネーミングライツ導入の提案において、パートナー公募にかかるデザインや応募資格に関する個別の相談は受け付けていません。

【参考：ネーミングライツ導入提案の受付からパートナー決定までのフロー】



【応募資格】

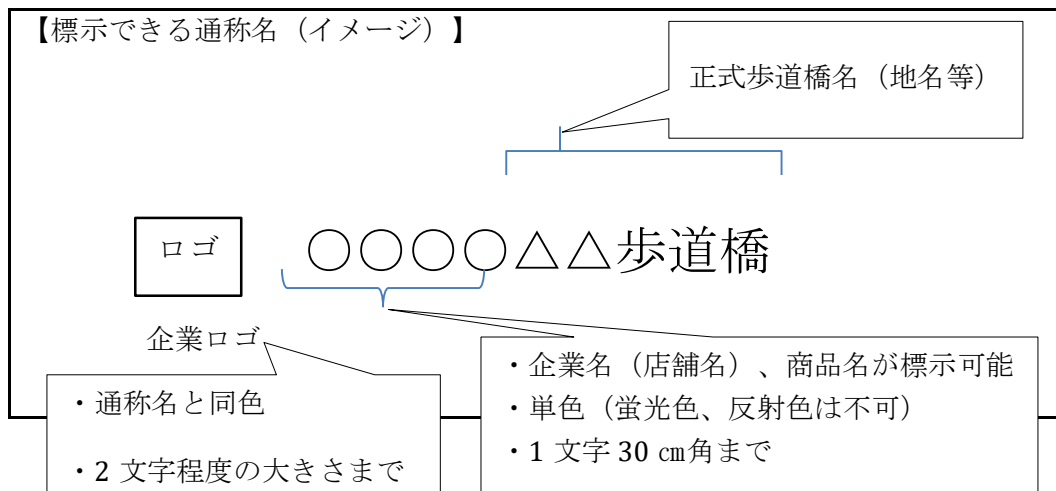
ネーミングライツ・パートナーになろうとする者は、堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準を遵守し、次の①～⑩の事項を満たす登記された法人、もしくはそれら複数の法人により構成されたグループに限ります。

- ① 堺市広告掲載基準第3条各号（風俗営業、ギャンブル、消費者金融に関する業種等）に該当しない法人
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている規定に該当しない法人

- ③堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていない法人及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない法人
- ④ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づき、入札参加除外措置を受けていない法人
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない法人（適用にあつては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用）
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていない法人
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税並びに市税を滞納していない法人
- ⑧ 過去に他の地方自治体等とネーミングライツ・パートナーとしての契約を締結し、契約期間満了前に契約解除となっていない法人（当該地方自治体等の事由による場合は除く）
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていない法人
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑（令和 4 年法律第 67 号による改正前の懲役又は禁錮を含む。）に処せられ、その執行を終わっていない者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑩ 直近 3 期分の決算において債務超過がない法人（申込時点で 3 期を経過していない法人は応募不可）

※グループ応募の場合は、構成するすべての法人が上記資格を有すること

【標示条件】



通称名及びその標示に係る条件は次のとおりになります。

- ① 通称名としてつけることができるのは、パートナーの企業名（店舗名、企業ロゴも可）及び商品名等です。標語等メッセージを通称名に含めることはできません。ただし、企業名等の中に地域名称を含むなど地域が特定できる場合は地名等を省略する場合があります。
- ② 複数の法人で構成されるグループで応募された場合、提案できる通称名はグループ全体で同一のものに限ります。グループを構成する法人（以下「構成員」という。）毎に異なる通称名は提案できません。また、複数企業の名称が入った標示は不可とします。
- ③ 標示にあたっての文字の大きさは、1文字最大で30 cm角までとします。また、企業のロゴマークは2文字程度の大きさ（面積）まで可能とします。ロゴマークのみの標示は不可とします。ロゴマークは原則商標登録されたものとします。
- ④ 文字色・ロゴマークは同色かつ単色とします。ただし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。また、背景色は透明又は歩道橋の標示面と同一色とします。
- ⑤ 通称名は、正式歩道橋名（地名等及び施設種別の「歩道橋」）を含むものとします（例：「〇〇+地名等+歩道橋」、「地名等+〇〇+歩道橋」等。〇〇の部分をご提案してください。）。
- ⑥ 最大で歩道橋桁面の両面へ標示することが可能です。各歩道橋の標示可能面は別紙「対象歩道橋一覧」を参考にしてください。標示は1方向1か所です。通称名の標示面積は、1か所につき3.5㎡までとします。
歩道橋の形状や信号・標識の添加状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。また、通称名の設置により信号・標識等を移動することはできません。警察署との協議の結果、標示可能面が少なくなる場合があります。契約期間内に通称名の変更は原則としてできません。ただし、通称名変更の必要性について特段の理由がある場合は、この限りではありません。
- ⑦ 信号・交通標識等と誤認させるような通称名は標示できません。
（例：進入禁止マーク、信号の絵、矢印、信号付近での信号色の使用など）
- ⑧ ドライバーの視線を不適切に誘導するもの（小さすぎるなど視認性に欠けるもの、あるいは既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎるものなど）は標示できません。
- ⑨ 一般的に企業名として認知され得ず、歩道橋の通称名に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列など）は標示できません。
- ⑩ 飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、ドクロマークなど）は標示できません。
- ⑪ 標示方法は、歩道橋の桁の表面にシール貼り付けする方法を標準とします（ビス止めは不可）。
- ⑫ 歩道橋に、交通規制等の予定を周知するための横断幕を一時的に設置する場合があります。また、補修工事等により足場が設置される等、通称名の標示が見えなくなることがあります。その際の命名権料の還付はありません。

【契約期間】

契約年度（契約締結日の属する年度）を含め、最大5年度間とします。
なお、契約更新の申し出があった場合、さらに最大5年度間の更新を認める場合があります。

【命名権料】

応募者からの提案金額となります。なお、命名権料は標示面数に関係なく、1橋あたり年額30万円以上（消費税及び地方消費税相当額は含まず、千円単位）とします。

【通称名標示等にかかる諸経費の負担】

歩道橋への通称名標示及び契約終了時の通称名撤去は、パートナーが道路法第24条の承認を受け、施工（※）していただくこととなります。

別途、所轄の警察署への道路使用許可申請、堺市都市景観課への屋外広告物許可申請を行い、許可を得る必要があります。

申請に係る手数料や施工等の費用及び、通称名標示に係る維持修繕、撤去及び原状回復等の費用についても全てパートナーの負担とします。

（※）施工は、堺市に屋外広告業の登録（届出）をしている業者に依頼してください。

【審査方法】

堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー選定委員会により提案金額やデザイン、応募資格を審査して決定します。正式な審査基準については、パートナー公募時に決定し、公開します。

【事前相談窓口】

歩道橋ネーミングライツ導入にかかる歩道橋のご提案の際は、事前に下記までご連絡ください。

堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話：072-228-7417 F A X：072-228-8865

E-mail：rosei@city.sakai.lg.jp